

第30回 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 ヒアリング資料

【子ども家庭福祉分野におけるソーシャルワークを担う者の養成を行う主体】
大学、専門学校等の教育・養成機関の立場から

令和3年6月29日



社会福祉士・精神保健福祉士養成校の全国ネットワーク

日本ソーシャルワーク教育学校連盟

JAPANESE ASSOCIATION FOR SOCIAL WORK EDUCATION

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会員校の概要

会員校数

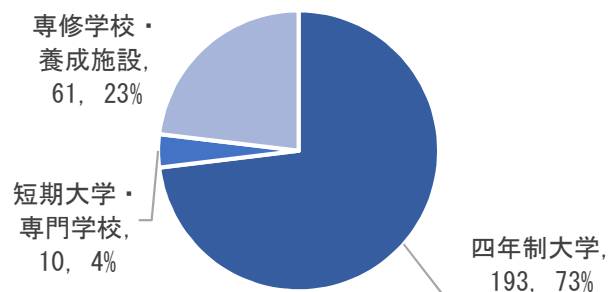
264校

北海道ブロック :	11
東北ブロック :	18
関東甲信越ブロック :	92
東海・北陸ブロック :	30
近畿ブロック :	49
中国・四国ブロック :	32
九州沖縄ブロック :	32

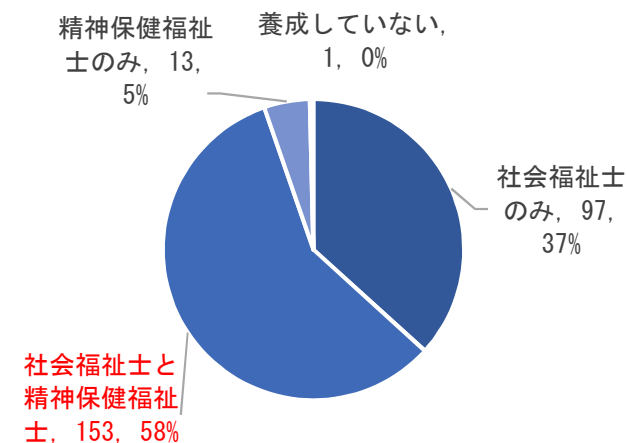
組織率 94.4%

※組織率の算出方法：
2021年3月15日厚生労働省発表
第33回社会福祉士、第23回精神保健福祉士「国家試験学校別合格率」において、「新卒受験者を1名以上輩出した本連盟会員校の課程の数」／「新卒受験者を1名以上輩出した課程の総数」

会員校の構成



学校種別	学校数	割合
四年制大学	193	73.1%
短期大学・専門学校	10	3.8%
養成施設（一般、短期）	61	23.1%
合計	264	100%



設置する養成課程	学校数	割合
社会福祉士養成のみ	97	36.7%
社会福祉士養成と精神保健福祉士養成	153	58.0%
精神保健福祉士養成のみ	13	4.9%
養成していない	1	0.4%
合計	264	100%

社会福祉士養成
250校, 95%

精神保健福祉士
養成 166校, 63%

社会福祉士と
精神保健福祉
士, 153, 58%

2021. 5. 31現在

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 会員校の概要

会員校 (264校)
の総課程数

520 課程

課程定員 : 39,900人 (社会福祉士養成課程 : 28,367人 精神保健福祉士養成課程 : 11,533人)

課程種別

社会福祉士養成課程
320課程 61.5%

精神保健福祉士養成課程
200課程 38.5%

学校種別

四年制大学 372課程 71.5%

短期大
学・専
門学校
33課程
6.3%

一般養成施設
短期養成施設
115課程 22.1%

通信・通学
の種別

通学 (昼間)
402課程 77.3%

通学 (夜間)
15課程
2.9%

通信
103課程
19.8%

福祉関係団体で構成する ソーシャルケアサービス研究協議会について

- 目的：すべての人びとの生活を支えるために、ソーシャルワーク、ケアワークのあり方を検討し、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士（福祉専門職：209万人+在学生5万人）の活用を促進し、その定着と待遇改善を図ることを目的に2000年に設立
- 構成：ソーシャルワーカー及びケアワーカー（福祉・介護）の職能団体、養成団体、関連学会等14団体で構成

三福祉士国家資格	登録者数
日本社会福祉士（ソーシャルワーク専門職）	25万人
日本精神保健福祉士（ソーシャルワーク専門職）	9万人
介護福祉士（ケアワーク専門職）	175万人
三福祉士 国家資格 登録者数計	209万人

養成校・学会等	校数・会員数
社会福祉士養成・精神保健福祉士・介護福祉士養成校（全国の福祉系大学・専門学校等）	約600校 （学生は推計5万人）
福祉系学術団体（学会）	約2万人

■ 基本的な考え方

- ワーキンググループにおける議論は、児童虐待に対応する専門職のあり方の議論から広く子ども家庭福祉の専門職についての議論に焦点が移っており、論点が曖昧になってきている。
- 子ども家庭福祉の領域においては、社会福祉士や精神保健福祉士の**配置が極めて少ない**。児童虐待も含め広く子ども家庭福祉領域で社会福祉士・精神保健福祉士のソーシャルワークの専門性が活かされるように採用・配置を推進すべきである。
- 児童福祉司については、社会福祉士や精神保健福祉士に、児童虐待をはじめとする**子ども家庭に関する教育を上乘せ・強化して**児童虐待に対応できる高度な専門性をもつ人材を養成すべきである。

社会福祉士・精神保健福祉士の就労している分野の状況

調査名称：社会福祉士・介護福祉士就労状況調査
 実施主体：公益財団法人社会福祉振興・試験センター
 協力：厚生労働省
 調査対象期日：平成27年11月1日現在
 調査対象：全国の有資格者

5 福祉・介護・医療分野で就労している有資格者の状況

(1) 就労している分野の状況

	社会福祉士 (N=7,102)	介護福祉士 (N=44,910)
高齢者福祉関係	43.7%	84.0%
障害者福祉関係	17.3%	7.7%
医療関係	14.7%	6.3%
その他	24.0%	1.5%
児童・母子福祉関係	4.8%	-
生活保護関係	0.8%	-
地域福祉関係	7.4%	-
行政相談所	3.4%	-
その他	7.5%	-
(無回答)	0.3%	0.5%

出典：社会福祉振興・試験センターホームページ
http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_sk_h27.pdf

調査名称：精神保健福祉士就労状況調査
 実施主体：公益財団法人社会福祉振興・試験センター
 協力：厚生労働省
 調査対象期日：平成27年11月1日現在
 調査対象：全国の有資格者

(1) 精神保健福祉士の資格を活かして就労している人の就労の分野の状況

	精神保健福祉士 (N=2,262)
高齢者福祉関係	9.5%
障害者福祉関係	30.8%
児童福祉関係	2.4%
生活保護関係	1.4%
医療関係	32.4%
行政関係	11.3%
司法関係	0.7%
教育関係	3.5%
社会福祉協議会	2.5%
障害者職業センター	0.9%
その他	2.9%
無回答	1.5%

出典：社会福祉振興・試験センターホームページ
http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_p_h27.pdf

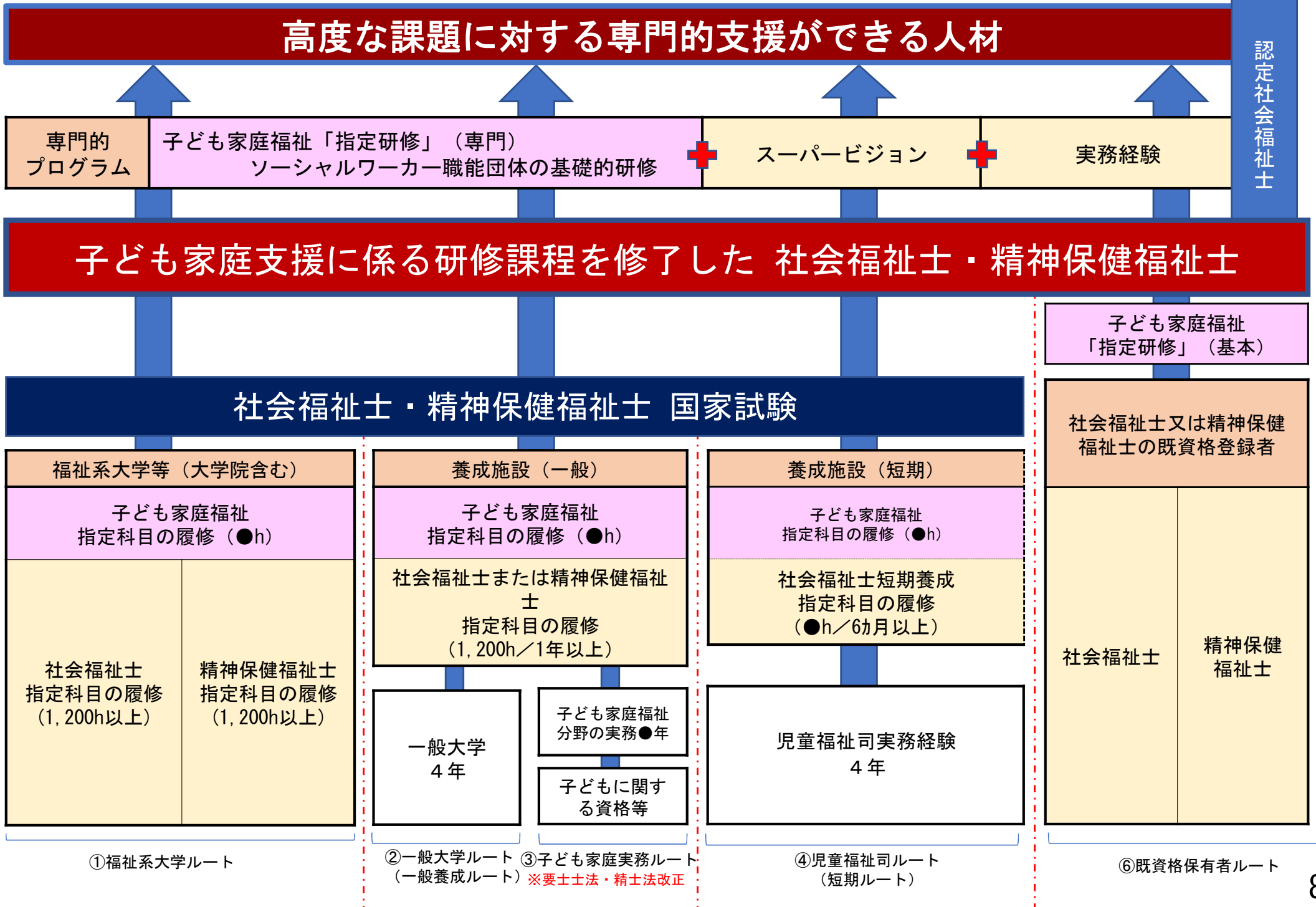
SW教育団体・職能団体で共通する基本的考え方

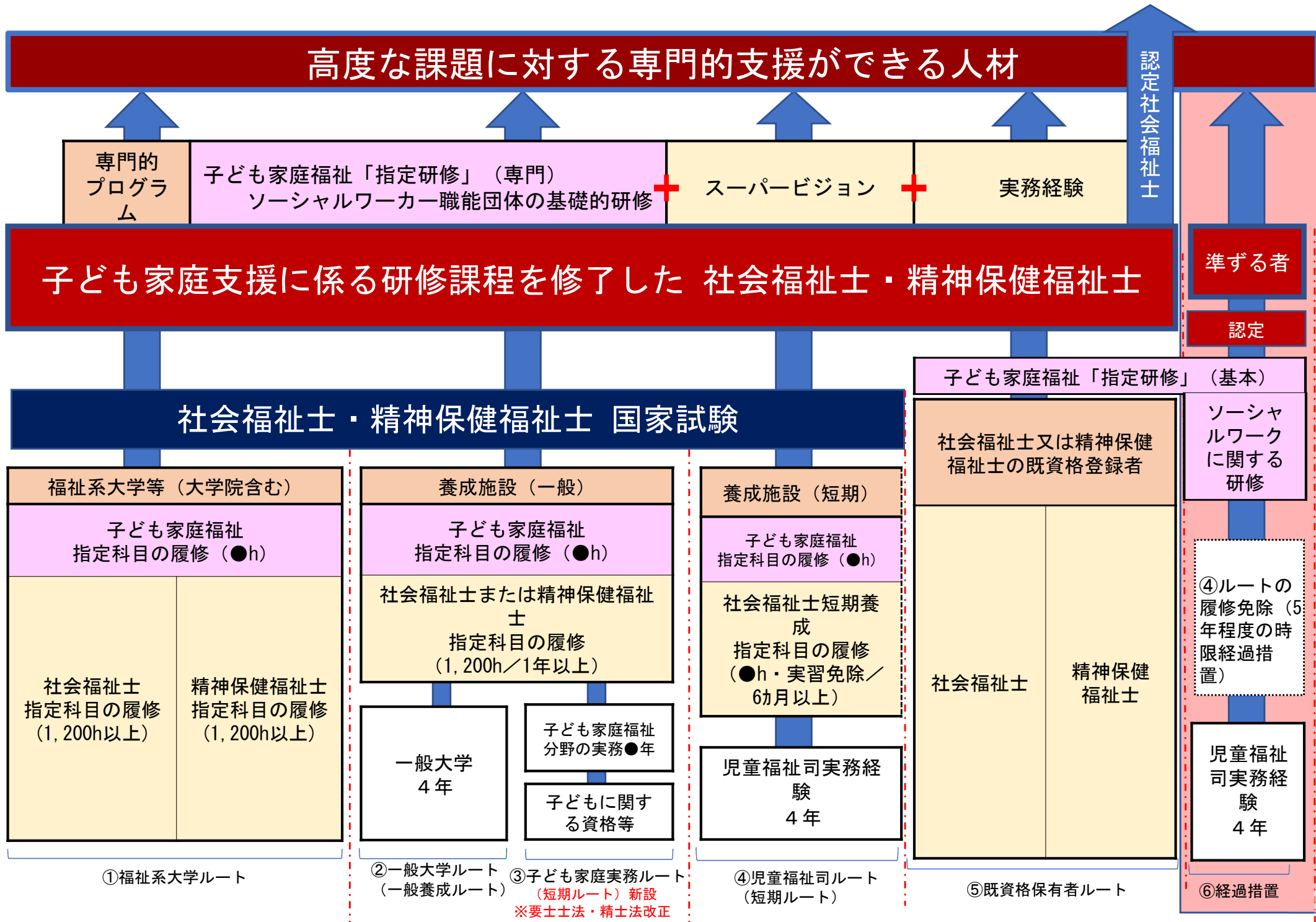
- 子どもの貧困問題、児童虐待、自殺、いじめ、ヤングケアラーをはじめ、子どもが抱えるさまざまな課題は、その子ども自身のみには起因するのではなく、子どもを取り巻く環境（家族を含めた周りとの関係や、地域社会の資源や制度の不足等）が課題を引き起こす要因にもなっている。
- ソーシャルワーク専門職は、そのような複雑な要因から引き起こされる子どもの課題に対して、子どもと環境（課題の要因）との接点に介在し、さまざまな制度やリソースを活用・調整しながら子どもの権利擁護や育ちを保障するための支援を行う高度な専門職である。これからの未来を担うすべての子どもを支えていくためにも、高度なソーシャルワークの専門性が求められている。
- 昨今、新たな国家資格を創設する議論があるが、新しい国家資格を創設することは、ソーシャルワーク専門職を『分野』で分断化することとなる。ソーシャルワーク専門職には『分野や制度を横断した幅広い知識に基づいたソーシャルワークの専門的力量』が求められており、新たな国家資格創設は、その専門的力量を弱めることにもつながりかねない。
- 子どもへの支援を強化する方法としては、新しい国家資格を創設するのではなく、ソーシャルワーク専門職として既存の国家資格である社会福祉士と精神保健福祉士の基盤の上に子ども・家庭に関する内容を上乘せ・強化した認定等の仕組みを検討するべきである。

児童虐待に対応できる人材を育成するために

- 子どもを取り巻く多様な課題や環境に着目した分野・制度横断的かつ幅広い知識に基づく専門的支援（ジェネラリスト・ソーシャルワーク）をさらに強化することが必要である。
- とりわけ、児童虐待をはじめ可及的速やかに対応しなければならない課題に早く対応するためには、既にソーシャルワーク専門職として国家資格化されている社会福祉士・精神保健福祉士を基盤に、子ども家庭福祉に関する内容を上乘せして強化する方法を検討した方が短期間で対応が可能であり、現実的かつ効果的である。
- これは、すべての子どもが日々の暮らしの中で、その命と権利が守られ、子どもらしく健やかな育ちが保障される『地域共生社会』の実現にも資する方法である。
- そのためにも、子ども家庭支援にかかる施策を推進する方法として、「子どもへの支援力を強化した社会福祉士及び精神保健福祉士」を法令上明確に位置付け、その配置・活用が着実に進められるよう法令等の整備を行うべきである。
- また、児童虐待等困難な事例に対応するため、認定社会福祉士を管理的役割を担える人材や児童福祉司のスーパーバイザーとして位置づけるべきである。

児童虐待に対応できる人材育成の提案（イメージ）は次頁のとおり





社会福祉士・精神保健福祉士の養成課程に上乗せした子ども家庭ソーシャルワーク養成課程（イメージ）

この上乗せ認定により、学校及び学生に過度な負担をかけることなく、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤として子どもへの支援力強化をめざした教育に深化することができる。

短期養成の教育内容・指定研修の内容

一般養成の教育内容

子ども家庭SW		子ども家庭ソーシャルワーク専門科目		教育内容・科目		●H程度	
		座学：子ども家庭福祉に関する専門科目群（スクールソーシャルワーク論含む） 演習：子ども家庭ソーシャルワーク演習（スクールソーシャルワーク演習含む） 実習：子ども家庭ソーシャルワーク実習（スクールソーシャルワーク実習・実習指導含む）		子どもの貧困、子ども虐待、自殺、いじめ、不登校、ヤングケアラー問題など、子どもが抱えるさまざまな課題に対応した教育内容を含む			
専門課程	社会福祉士に追加する精神保健福祉士専門科目		時間	精神保健福祉士に追加する社会福祉士専門科目		時間	
	⑭精神医学と精神医療	60	120H	⑦福祉サービスの組織と経営	30	120H	
⑮現代の精神保健の課題と支援	60	⑭児童・家庭福祉		30			
				⑮貧困に対する支援	30		
				⑯保健医療と福祉	30		
社会福祉士または精神保健福祉士養成課程	社会福祉士養成課程			精神保健福祉士養成課程			1,200H
	指定科目	区分	時間	指定科目	区分	時間	
	①医学概論	共通	30	①医学概論	共通	30	
	②心理学と心理的支援	共通	30	②心理学と心理的支援	共通	30	
	③社会学と社会システム	共通	30	③社会学と社会システム	共通	30	
	④ソーシャルワークの基盤と専門職	共通	30	④ソーシャルワークの基盤と専門職	共通	30	
		社会専門	30	⑤ソーシャルワークの理論と方法	共通	60	
	⑤ソーシャルワークの理論と方法	社会専門	60		精神専門	60	
	⑥社会福祉調査の基礎	共通	30	⑥社会福祉調査の基礎	共通	30	
	⑦福祉サービスの組織と経営	社会専門	30	⑦社会福祉の原理と政策	共通	60	
	⑧社会福祉の原理と政策	共通	60	⑧社会保障	共通	60	
	⑨社会保障	共通	60	⑨権利擁護を支える法制度	共通	30	
	⑩権利擁護を支える法制度	共通	30	⑩地域福祉と包括的支援体制	共通	60	
	⑪地域福祉と包括的支援体制	共通	60	⑪障害者福祉	共通	30	
	⑫高齢者福祉	社会専門	30	⑫刑事司法と福祉	共通	30	
	⑬障害者福祉	共通	30	⑬精神保健福祉の原理	精神専門	60	
	⑭児童・家庭福祉	社会専門	30	⑭精神医学と精神医療	精神専門	60	
	⑮貧困に対する支援	社会専門	30	⑮現代の精神保健の課題と支援	精神専門	60	
	⑯保健医療と福祉	社会専門	30	⑯精神保健福祉制度論	精神専門	30	
	⑰刑事司法と福祉	共通	30	⑰精神障害リハビリテーション論	精神専門	30	
⑱ソーシャルワーク演習	共通	30	⑱ソーシャルワーク演習	共通	30		
	社会専門	120		精神専門	90		
⑲ソーシャルワーク実習指導	社会専門	90	⑲ソーシャルワーク実習指導	精神専門	90		
⑳ソーシャルワーク実習	社会専門	240	⑳ソーシャルワーク実習		210		
計			1200	計		1200	

現行のスクール・ソーシャルワーク教育課程認定の概要

○事業開始：2008（平成20）年度

○認定校数：63校（2021年4月1日現在）

会員養成校中設置率：23.8%

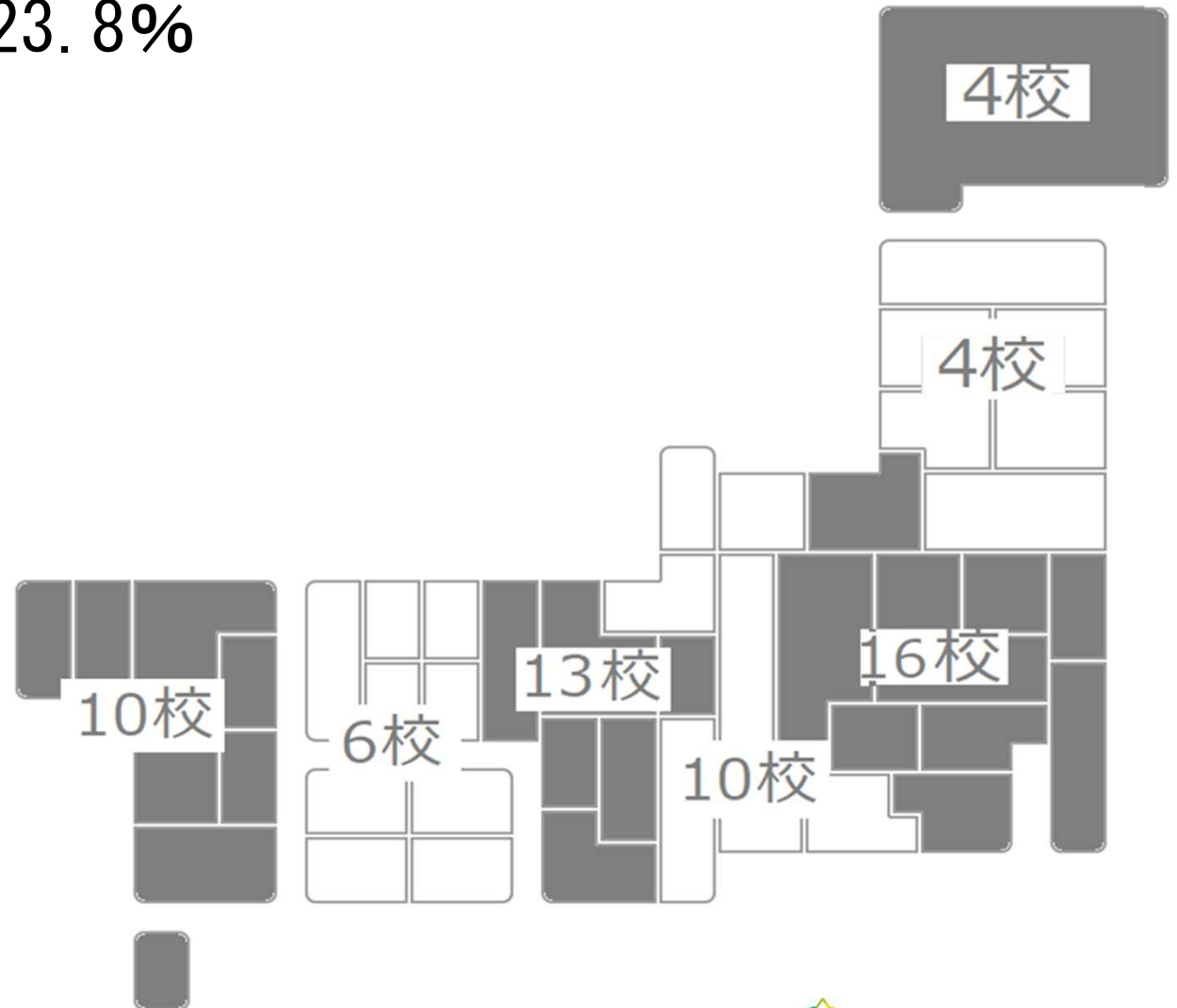
○全国分布

- ・北海道ブロック：4校
- ・東北ブロック：4校
- ・関東ブロック：16校
- ・東海北陸ブロック：10校
- ・近畿ブロック：13校
- ・中国・四国ブロック：6校
- ・九州・沖縄ブロック：10校

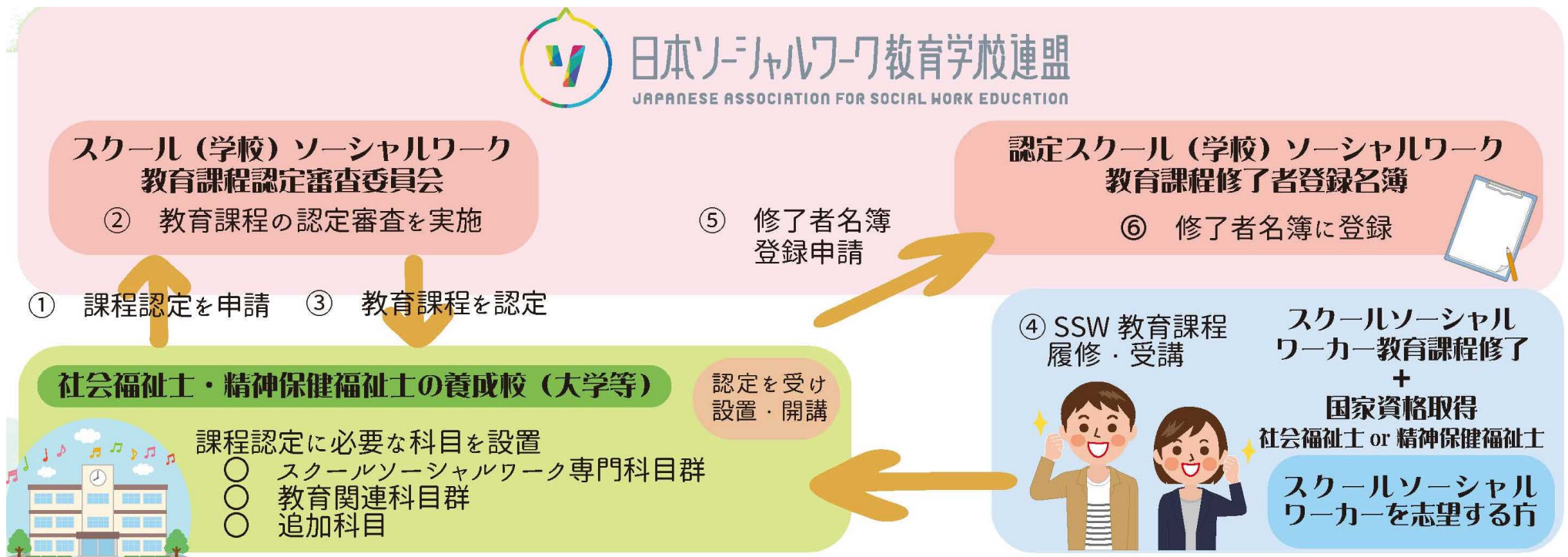
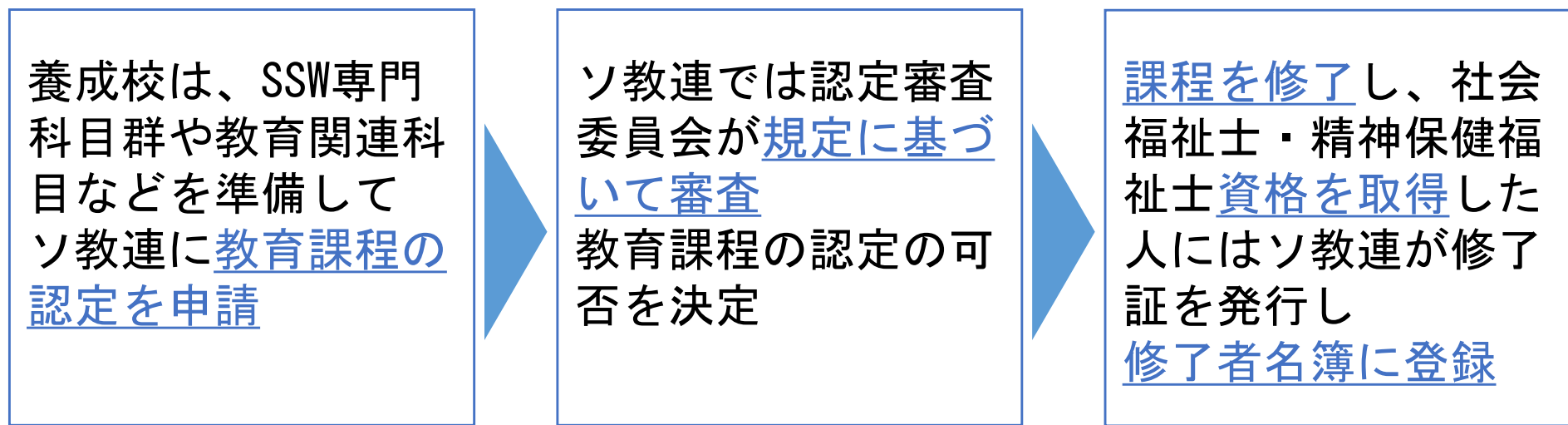
教育課程修了 登録者数

669人

（2021年6月24日現在）



スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業のしくみ



スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程として 認定された教育課程（230時間以上）

スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群

SSW論 30時間以上	SSW演習 15時間以上	SSW実習指導 15時間以上	SSW実習 80時間以上
----------------	-----------------	-------------------	-----------------

教育関連科目

小中高などの教職課程科目から
2科目以上
(60時間以上)

選択履修科目

「現代の精神保健の課題と支援」
又は
「児童・家庭福祉」と「貧困に対する支援」

のいずれか（60時間以上）

ソーシャルワークの基盤
社会福祉士・精神保健福祉士課程 1200時間